



広報ひこね

2009 3/1



▲市立病院で行われた、「新型インフルエンザ発生時対応訓練」(2月5日撮影)

特集

世代をつなぎ未来に誇れるまちへ

～全国で初めての認定を受けました～

8	井伊直弼と開国150年祭 彦根歴史フォーラム — 幕末維新を生き抜いた彦根藩 — ほか	12	制度を紹介します 長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)
10	水道を使うすべての人へ ～水道部からのお願い～	17	市・県民税申告、市・県民税住宅 ローン申告もお忘れなく
11	住所が変わるときには 届け出が必要です	22	ごみの出し方が変わります — 清掃センターからのお知らせ —

1. 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり
2. 良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり
3. 活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり
4. 明日の彦根市を担う人を育(はくく)むまちづくり
5. 人とひととの交流をひろげ、市民文化を創造するまちづくり

世代をつなぎ未来に誇れるまちへ ～全国で初めての認定を受けました～



▲丁寧に作業をする仏壇職人



▲七曲仏壇街のまちなみ



▲魚屋町（現在の本町と城町の一部）での天神祭



▲国宝・彦根城の天守

個性を磨き、魅力を高める

彦根市には、情緒と風情あるまちなみと、先人から受け継いだ歴史と文化が薫り高く残っています。一方で、城下町の町割りは、道路の幅が狭く車社会に適応しがたい状況から、敬遠されるという現実もあります。また、伝統的産業の担い手と後継者の不足は深刻な課題になっています。そのため、この現状に対応する施策が望まれています。

そこで、彦根市では、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」に基づいて、歴史的文化遺産を保存・活用しながら彦根の歴史的風致を維持向上していくことを目指した、**彦根市歴史的風致維持向上計画**を策定し、認定を受けました。認定を受けると、国が事業費を補助します。この計画は、今後10年をかけて取り組んでいきます。

重点区域の設定

歴史まちづくり法では、国指定文化財である歴史的建造物、それらの歴史的建造物と一体で形成される歴史的な市街地および、そこに伝承されている伝統行事、伝統文化、伝統工芸が、現代に引き継がれている歴史的風致区域の中でも、特に重点的かつ、一体的に推進することが必要とされる区域を重点区域として

設定することを定めています。

彦根市の歴史的風致には、城下町地区における能や狂言などの「大名文化の継承」、足軽屋敷や社寺などの「城下町の伝統」があり、そのほかにも高宮や鳥居本などの中山道の宿場町や荒神山の周辺などにも良好な歴史的風致があります。

その中で、彦根市では、国宝彦根城天守や重要文化財が集まる特別史跡彦根城跡を核に、周辺部の彦根城下町および大名文化や城下町の伝統行事、伝統工芸の活動が行われている区域を重点区域に設定しました。（下図の色付部分）。そして、この重点区域を、このままでは貴重な歴史的風致が消滅する危惧がある区域と位置づけ、この区域において施策を重点的に推進します。

※歴史的風致

「地域固有の歴史および伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物およびその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されています。（歴史まちづくり法 第一条）

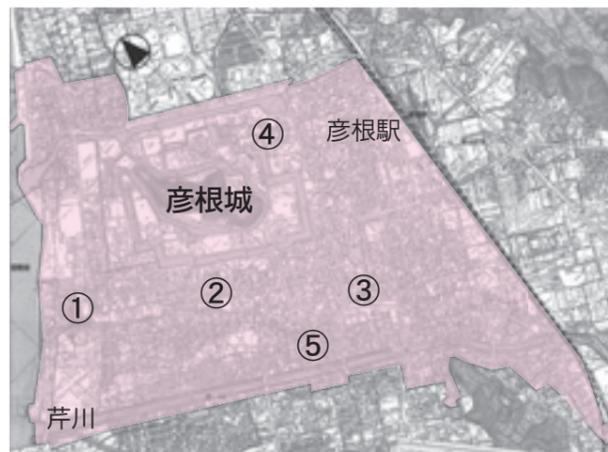
重点区域における施策・事業概要

重点区域

- ①長曾根口御門・外堀の復原（城町二丁目）



- ②旧魚屋町長屋の保存修理事業（城町一丁目）



- ③金亀会館保存修理事業（中央町）



- ④旧池田屋敷長屋門保存修理事業（尾末町）



- ⑤善利組足軽屋敷辻番所保存修理事業（芹橋二丁目）



彦根市は、彦根城などの歴史上価値の高い建造物が、その周辺の武家屋敷、商家町家、社寺などとともに、城下町や宿場町として良好な市街地を形成しています。そこには、歴史と伝統を反映した人々の生活や活動が営まれ、彦根固有の風情、情緒、たずまいを醸し出しており、歴史の中で培われてきた伝統文化や伝統技術が引き継がれています。一方で、高度経済成長期からの都市開発の進行と同時に、人々のライフスタイルや価値観の多様化などが進展したことにより、歴史的な環境が損なわれた現状があります。

こうした現状のなかで、彦根の個性を磨き魅力を高めていくには、これらの歴史文化遺産を保存・活用しながら、歴史的な伝統や活動を維持向上し、良好な市街地として後世に伝えていくことが重要です。

そこで、彦根市は、歴史的風致維持向上計画を策定し、平成20年12月に国に申請をしました。このたび、石川県金沢市、岐阜県高山市、山口県萩市および三重県亀山市とともに、全国で初めて認定を受けました。今回は、彦根市歴史的風致維持向上計画の概要をお伝えします。

問い合わせ先 困都市計画課
30-6124番 FAX 22-1398番、困文化財課 26-5883番、FAX 26-5889番

彦根のまち・ひとへの思い

～彦根市歴史的風致維持向上計画に寄せる～

彦根市歴史的風致維持向上計画の策定には、学識経験者、地域住民、関係機関など20人の委員が参加した。彦根市歴史的風致維持向上協議会での検討結果が盛り込まれています。歴史的風致形成建造物の指定など、昨年10月から協議を進めてきました。協議の中では、地域ごとの伝統的な祭への取り組みや、歴史的建造物を残すだけではない、などの活発な議論がありました。その中から、会長の吉見静子さんと委員の2人から、彦根のまちなみや生活する人の営み、次世代への思いを聞きました。

吉見静子さん
(京町一丁目)



今回の認定は、彦根の文化財やまちなみを再認識する機会になると思います。彦根には、大切な文化財、美しい風景がたくさんあります。国宝・彦根城築城400年祭が成功したのは、これまでに建造物などを本格的に修理・維持してきたことも要因の一つだと思います。大切に残していきたい、という人々の思いとエネルギーが、見る人に伝わるからです。彦根のまちなみにも、先人が大切に、人の心を豊かにするものが多く残っています。まちなみも市民が知恵を出し合って、きちんと保存・活用されていくことが大切です。そのためには、まちなみと現代の生活とが調和するような、住み方の提案も必要になるでしょう。

大橋良治さん(京町二丁目)



建造物の活用法については、みんなで考えていかなければなりません。彦根には情緒ある建造物が、「点」のようにポツンポツンとあります。この「点」をいかに活用するかが大事です。点と点を結んで、「線」から「面」にして、目に見える効果や工夫が必要でしょう。四番町スクエアや夢京橋キャッスルロード、花しょうぶ通り商店街では、「面」での成果があると思います。建造物を修理して保存するだけではもったいないのです。そこで、建造物の周辺の地域の人々が、認定をどのように感じるかを確認する必要があります。地域の人を中心にPRして、話をしていくことが大切です。活用するアイデアも、みんなを出していく必要があります。

竹内洋行さん(河原二丁目)



ベロタクシー事業を中心に活動しています。訪れた人などに、彦根の情緒がある場所などを案内します。風情があるまちなみが残っていると話が弾みます。ときには、路地を通るときに、地元の人から「この石垣見てみい」などと話しかけてもらえることもあります。案内する時には、ガイドブックに書いてあることよりも、私たちが自信を持って「彦根のここがいい」と言つと喜んでもらえます。地域の人々が、地域の良さを知ってもらって、若い世代に自信を持って彦根のまちなみのいいところを伝えていけたらいいですね。地域とのつながりの中で生かしてもらっていると感じます。まちなみの愛情を引きついでもらうためにも、若い世代と世代間交流をしていきたいです。

歴史的なまちなみを残していく取り組み

彦根市の歴史的風致を維持向上するためには、基本方針にもとづく施策が必要です。各施設の整備には、良好な管理を行った上で、その施設が持つ価値がじゅうぶんに発揮できるような活用が必要です。

特に、歴史的風致形成建造物となる建造物の保全修理については、じゅうぶんな調査の実績をふまえて、史実に基づいた整備をして、施設ごとの管理方針を策定します。

そこで、事業の概要と事業内容を下の図で紹介いたします。

彦根の歴史的風致を維持していく事業は、大きく分けて2つあります。一つは施設の整備事業。歴史的な建造物の保存修理や、特別史跡の調査・整備があります。そのほかにも、歩行者や自転車のネットワーク作りのための道路の整備があります。

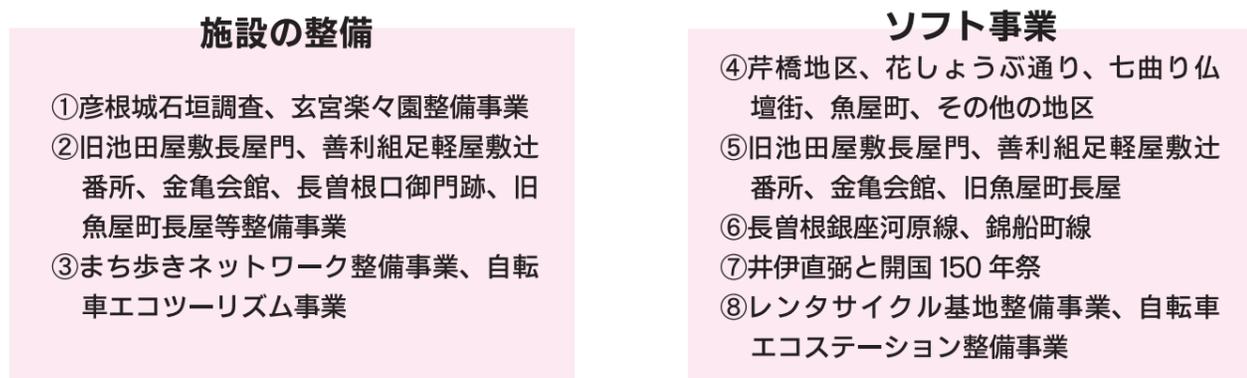
二つ目は、ソフト面の事業です。まちづくり計画の策定や、地域を盛り上げるための行事の開催や、歴史的建造物を活用するための事業などを行います。

これらの事業には、地域の活動を支援するものもあります。市民の皆さんとともに、彦根の歴史的風致を大切に、後世に伝えていきます。

維持向上に向けた事業の概要



維持向上に向けた事業の内容



※事業概要の番号が、事業内容の番号に対応します。



施設だより

ひこね市文化プラザ ☎26-8601 FAX 26-8602
3月の休館日：2月・9月・16月
・23月・30月

3月8日(日) 13:30～
**お楽しみコンサート「春」
スプリングコンサート**
出演：ひこね第九オーケストラ
☆3月はオーケストラを紹介。本格的な名曲や、身近なあの曲、指揮者体験コーナーもあり、オーケストラを身近に楽しんでみよう！
【鑑賞無料】

3月13日(金) 18:30～
スカイウォッチャー演奏会
出演：ミルフィーユ・カルテット
☆星空のお話、コンサート、天体観望が一つになった、ロマンティックコンサート
【自由】 ペア300円、シングル200円【好評発売中】

3月26日(木) 13:30～
高校演劇フェスティバル
☆出場高校：彦根西高等学校、彦根東高等学校、長浜北高等学校、長浜北星高等学校【鑑賞無料】

2回シリーズ
ひこね音楽夜話「クラシック事始」
4月24日(金) 19:00～
第1話 ピアノから見る音楽の歴史
☆約300年のピアノの歴史を、わかりやすい解説を交えながら、バッハ、モーツァルト、ショパンの名曲とともにひも解きます。
6月12日(金) 19:00～
第2話 よーい！ハイドン・もっとモーツァルト・だからブラームス
☆ピアノと弦楽四重奏で名作曲家に迫ります。(解説付き)
【自由】 一般2回シリーズ券3,000円 1回券2,000円
18歳以下2回シリーズ券1,000円 1回券700円
【好評発売中】

5月8日(金) 19:00～
山下洋輔 ニュー・カルテット
☆最もエキサイティングな山下洋輔カルテットのライブ
【自由】 4,500円(当日500円増)【好評発売中】

5月21日(木) 19:00～
**増尾好秋・岡安芳明・井上陽介
ダブルギター・スーパートリオ**
☆増尾・岡安のダブルギターに井上のスーパートリオ
【自由】 3,500円(当日500円増)【好評発売中】

マーク：託児サービスがあります。(要予約)
※公演日の1週間前までにご予約ください。

チケット・入会のお申し込み、お問い合わせは
チケットセンター ☎27-5200 (9:00～19:00)

彦根城博物館 ☎22-6100 FAX 22-6520
3月の休館日はありません。
※10日(火)～同12日(木)は展示替えのため、展示室を一部閉室しています。

開館時間 8:30～17:00 (入館は16:30まで)

直弼発見! 巻の6

3月13日(金)～4月14日(火)

「井伊直弼の 甲冑と刀剣」

直弼が藩主就任に際して新調した甲冑と指料や、居合の鍛錬に用いた刀を紹介します。

▶井伊直弼所用具足 (彦根市指定文化財)



ギャラリートーク

「井伊直弼の甲冑と刀剣」

3月14日(土) 14:00～15:00

解説：本館学芸員 坪内広子
※事前申し込みは不要です。当日、館内講堂にお集まりください。

観覧料が必要です

直弼のころ

幕末の大老、井伊直弼(1815～1860)は、国政を担う政治家として

知られる一方、茶の湯や国学、禅、居合などにひたむきに取り組む、文化人としての面をあわせ持っていました。

このコーナーでは、直弼ゆかりのさまざまな作品を集め、その人となりを紹介します。

3月11日(水)～4月13日(月)

白楽蛤香合 井伊直弼作

直弼が青年時代に習い覚えた楽焼で自らつくった香合です。



市民体育センター ☎23-2293 FAX 23-2294
3月の休館日：3(火)・10(火)・17(火)
・23(月)・24(火)・31(火)

15日(日) 10:00～12:00 ※雨天中止

フレッシュスポーツデー ウォーキング

コース 市民体育センター周辺
集合場所 市民体育センター玄関
参加費 小学生以上1人200円
申込方法 前日までに電話ファクスで申し込んでください。

その他 歩きやすい服装と靴で、飲み物を持って、参加してください。

とまきの玉手箱

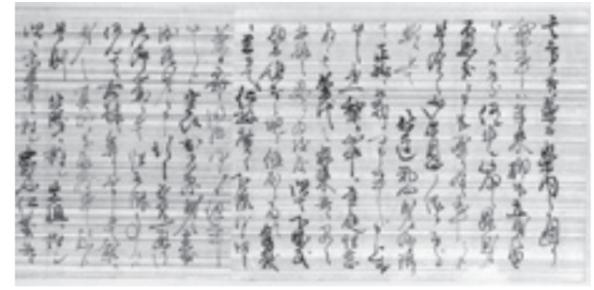
博物館からのメッセージ



第151回

井伊直弼の決意表明

彦根藩主井伊家に伝来し、現在、彦根城博物館所蔵の「彦根藩井伊家文書(重要文化財)」には、300通を超す井伊直弼自筆の手紙が伝わっています。手紙の主な相手は、腹心であった長野



▶井伊直弼書状(弘化3年6月6日付け、三浦五郎右衛門宛)部分

主膳(義言)のほか、彦根藩士犬塚外記、安東七郎右衛門、福田寺(米原市)住職であった従兄弟の撰専ら、直弼が若い時期に交流の深かった人物たちです。本来ならば、直弼がよそに宛てて出した手紙ですから、井伊家に残るものはありません。実は、大半の手紙は一部の下書きを除いて、直弼の死後に右の人びとの家から収集され、井伊家に保管されることとなったものです。彼の手紙は、心情を細やかに綴った内容のものが多く、微妙な心の動きや、物の考え方を知らうえ

で、極めて貴重な史料となっています。今回紹介する手紙は、直弼が彦根藩の世継ぎとなつてから5か月後の弘化3年(1846)6月6日、彦根藩士の三浦五郎右衛門に宛てて書かれた(写真)。三浦は、藩の奥向きの御用を司る用人役を通算40年近く勤めることになる人物で、直弼から厚い信任を得ていました。手紙の中で、直弼は、近い将来、大名になるであろう我が身に關し、ある決意を表明しています。

直弼は最初に、自分が世継ぎになつたことを、「年来、いささかも立身の望みがなかつたところ、この度の昇進は不思議」であり、將軍、藩主井伊直亮らの厚い「恩」によるものであると述べ、「恩に応えるために、幕府への勤めを正しく行うこと」のほか、第一に、譜代の家来に早々に「安穩」の思いをさせ、第二に、彦根藩領に住むすべての者に仁政(情け深い政治)を施すために、密かに日々鍛錬しているとします。さらには、自身が「ゆくゆくは世間一通りの大名の心懸けではすまない」とも述べています。このように、直弼は、世継ぎとなつて間もない

時期から、自分が藩主となつた日のことを考え、あるべき藩主像にむけて努力することを誓っていたのです。ただし、直弼がこのような表明をするのには、藩主である兄直亮に対する考えがあつたと思われまふ。当時の直亮は家臣を嫌い、逆に家臣たちも直亮への不信感がありました。直弼自身、兄の行動に頭を痛めていました。直弼が「家来の安穩」を願つたのは、右のような事情があつたからです。兄を反面教師にしながら、藩主としてのあり方を見いだし、自らの藩主像を育んでゆく。この手紙は、藩主直弼の自己形成の過程を考えるうえで重要な内容をもつたものです。

写真の作品は、常設展「ほんものとの出会い」で、3月11日(水)～4月13日(月)まで展示します(期間中無休)。
(彦根城博物館学芸員 渡辺恒一)

井伊直弼と 開国150年祭

Li Naosuke - Gateway to the future

参加者募集

彦根歴史フォーラム 「幕末維新を生き抜いた彦根藩」

『新修彦根市史』(第三巻 通史編 近代)の刊行を記念して、大老井伊直弼の政治、直弼没後の彦根藩の動向を市史の執筆者が語ります。

日時 3月28日(土) 午後1時30分〜午後4時
場所 彦根城博物館能舞台 見所
内容 基調講演

演題 「大老井伊直弼の決意―通商条約調印と安政の大獄―」
講師 羽賀祥二さん(名古屋大学教授)
パネルディスカッション
市史編さん室の職員が聞き手になり、羽賀祥二さんと鈴木栄樹さん(京都薬科大学准教授)に、井伊直弼没

後の彦根藩の動向や彦根藩を支えた人々について語っていただきます。

参加費 博物館への入館は無料ですが、資料代(100円程度)が必要です。

定員 110人(先着順)
申込開始日 3月2日(月)
申込・問い合わせ先 教育委員会企画市史編さん室 ☎27-35544番、FAX27-35544番

市民創造事業

募集中

城下町を歩こう

彦根ボランティアガイドの案内で、井伊直弼公ゆかりの地などをウォーキングし、先人の残された遺産を訪ねます。

日時 3月29日(日) 午後1時〜
集合 金亀児童公園 井伊直弼公銅像前

参加料 100円(傷害保険料)
募集 100人(先着順)
コース

- ①直弼ゆかりのコース 彦根城、玄宮楽々園、埋木舎 ほか
- ②花の生涯コース 長野義言屋敷跡、花しようぶ通り、けやき並木、足軽屋敷 ほか
- ③ご城下寺院拝観コース 天寧寺、清涼寺、龍潭寺、大洞弁財天、ほか

申込・問い合わせ先

先 彦根ボランティアガイド協会 ☎22-6849番



▲10月と11月に行われた「城下町彦根を歩こう」で、彦根ボランティアガイドから、話を聞く参加者

平成20年度 彦根市中小企業者緊急 支援信用保証料補給制度

市 商 工 課

彦根市では、不況により売上などの減少を受けている中小企業者が、経営の安定を図るため緊急経済対策として、セーフティネット保証付き融資を利用した場合、滋賀県信用保証協会に対して支払う信用保証料の一部を補給する制度を実施します。

補給対象資金
▼平成20年10月31日以降に、中小企業信用保険法第2条第4項の規定に基づき、市町村長の認定を受けた保証協会の保証付融資であり、融資実行日が、平成20年10月31日から平成21年3月31日までの資金

補給対象者
▼市内に住所を有する個人または、市内に本社がある法人
▼融資にかかる信用保証料を納付していること
▼市税を完納していること
補給金の額
補給対象資金にかかる保証料の平均月額額の24月分に相当する額の2分の1以内。
借入期間が24月未満の場合

は、対象資金にかかる保証料の2分の1以内。ただし、補給対象となる融資額の上限は、3,000万円(2つ以上の融資がある場合は合算した額)とします。

※今回の補給金を受けたあと、2年以内に繰上償還などによって、信用保証料の返付を受けた場合は、返還された保証料のうち補給の割合に相当する額を返還していただきます。

必要書類 交付申請書、交付請求書、個人情報提供に関する同意書、融資等実行証明書、保証協会の発行する信用保証料計算書のコピー、市税の納税証明書

※融資等実行証明書は、金融機関で証明を受けてください。
申請期限 3月31日(火)
提出・問い合わせ先 市商工課 ☎22-1411番(内線328)、FAX24-96676番

滋賀県屋外広告物の許可権者が変わります

市都市計画課

地方分権の推進の一環として、滋賀県屋外広告物の許可権限が、4月1日より知事から市長へ移譲され、事務処理を彦根市が行うことになりました。お問い合わせ先 市都市計画課

差し押えた土地を 公売します

市 納 税 課

彦根市では、市税の滞納処分のため差し押えた土地を、入札によって売却(公売)します。

公売日時 3月18日(水) 午後2時
場所 市役所 別館2A会議室
公売土地 左の表のとおり
※公売財産については、公売を中止する場合があります。
問い合わせ先 市納税課 ☎30-6109番、FAX22-3052番

公売物件情報	
所在	彦根市川瀬馬場町字瀬違1101番
地目	雑種地
地積	2,641㎡(公簿による)
見積価額	45,600,000円
公売保証金	4,560,000円

春の火災予防運動 3月1日〜7日 火のしまっ 君がしなくて 誰がする

昨年、彦根市消防本部管内(彦根市・犬上郡三町)で、火災の原因を見ると、放火・放火の疑いが最も多くなっています。次に、たばこ、こんろやストーブなどとなっています。

住宅防火のしるしを守る 3つの習慣・4つの対策

- ①寝たばこはしない。
 - ②ストーブは、燃えやすいものから離して使う。
 - ③ガスこんろなどから、火をつけたまま離れない。
- 4つの対策**
- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
 - ②寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
 - ③火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器などを設置する。
 - ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣り近所の協力体制を作る。

家のまわりに燃えやすいものを置かない、夜間は門灯をつけるなど、各家庭の取り組みはもろろんのことですが、地域が一体となって放火対策に取り組ましよう。

昨年は管内において、住宅用火災警報器があったため、火災を早期に発見できた事例もありました。住宅用火災警報器をまだ設置していない家庭は、早期に設置しましょう。

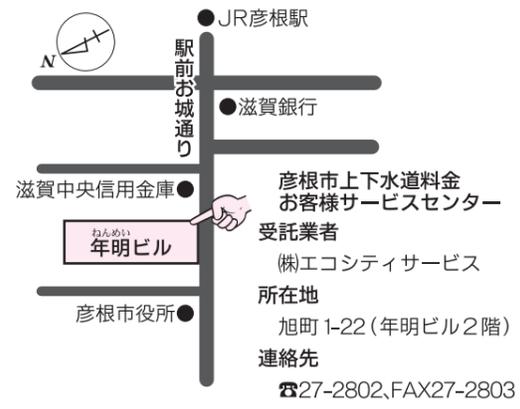
問い合わせ先 市消防本部 予防課 ☎22-0332番、FAX22-9427番

水道を使うのすべての人へ 水道部からのお願い

開栓・休栓の申し込みは お早めにお願います

引越しシーズンとなる3月・4月は、開栓・休栓の申し込みが集中し、申し込み後、すぐに開栓・休栓ができない場合があります。水道の開栓・休栓をする場合、希望の日が決まったら、まずは彦根市上下水道料金お客様サービスセンター（受託事業者㈱エコシティサービス）へご連絡ください。

雨水道部では、平成20年10月1日から窓口開設日や営業時間の拡大など、サービス向上を目的に、業務の一部を民間委託し、彦根市上下水道料金お客様サービスセンターを設けています。



彦根市上下水道料金お客様サービスセンターで利用できるサービス

- ①水道使用の開始・休止（開栓・休栓）・名義変更の申し込み
 - ②水道料金・下水道使用料のお支払い
 - ③口座振替などの支払い方法のご相談
 - ④検針に関するお問い合わせ
- 窓口開設時間 月～金曜日 午前8時30分～午後7時
土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時



▲彦根市上下水道料金お客様サービスセンター所長の伊藤です。

給水工事の申し込みは

家屋などの新築、改築に伴って、水道給水装置工事（新築・増設・改造）をするときや、建築工事などによる臨時の給水をするときは、必ず着工前に彦根市指定給水装置工事業者を通じて雨水道部への給水申し込みをしてください。また、水道の給水に関する工事は、法

令の基準に適合することを確保するため、水道法や市条例の規定により彦根市指定給水装置工事業者が施工することが定められています。彦根市指定給水装置工事業者は、彦根市ホームページ（雨水道部工務課）に掲載しています。

水道料金は期限内にお支払いを

水道事業は、水道をご利用になるお客様からお支払いいただく水道料金によって成り立っています。お支払いいただいた水道料金は、生活に必要な水を安定的に供給し続けるための大切な命綱です。お支払いいただけないと、給水をお断りしますので、必ず期限内にお支払いください。

期限内にお支払いがない場合、督促を開始した時から、料金とは別に手数料が加算されます。じゅうぶんご注意ください。なお、督促を放置されますと、弁護士を通じて簡易裁判所への支払督促の申立を行います。

検針にご協力ください

メーターボックスの上には、物などを絶対に置かないようしていただき、検針にご協力をお願いします。水道を使用する人は、市条例の規定により、善良な管理をしていただくことになっていきます。

問い合わせ先 雨水道部業務課
☎22-2722番、FAX24-4054番

平成20年度彦根市水道事業事業評価報告書を公表しました

彦根市の水道事業について、平成16年度に「彦根市水道事業中期経営計画」を策定し、現在、これに基づき経営を進めています。この計画の取り組みの一つとして、公募委員や有識者で構成する、「彦根市水道事業評価委員会」を設置し、事業評価制度を実施しています。

この事業評価制度は、水道事業を市の外部から評価し、その結果を公営企業としての経営に活かすためのものです。

平成20年において、合計5回の委員会を開催し、平成19年度事業についての評価結果を「平成20年度彦根市水道事業事業評価報告書」としてまとめました。

この評価報告書は、市役所1階情報公開コーナーまたは、市役所2階の雨水道部窓口でご覧いただけるほか、彦根市ホームページにも掲載しています。ご覧ください。

問い合わせ先 雨水道部業務課
☎22-2722番、FAX24-4054番

市民課からのお知らせ

3月14日・21日・28日・4月4日の土曜日午前中は、窓口業務を行います

雨水道部では、転入や転出、転居に伴う住民異動が多い3月、4月の窓口の混雑緩和を図るため、次のとおり窓口業務を行います。

業務日 3月14日・21日・28日・4月4日の土曜日
業務時間 午前8時30分～正午

- ◆住民票や戸籍などの各種証明書の発行
- ◆転入届や転出届、転居届など住民異動届の受付
- ◆戸籍届の受付（受付のみで受理はできません）
- ◆印鑑登録の受付と印鑑登録証明書の発行
- ◆外国人登録の受付と証明書の発行

※住民票広域交付、住民基本台帳カード業務、公的個人認証の電子証明書申請等はできません。

※庁舎正面出入口をご利用ください。

※ポルトガル語の通訳も待機します。

3月2日(月)は午後3時から電子証明書発行ができません

ネットワーク機器の入れ換えのため、3月2日(月)の午後3時以降は、公的個人認証の電子証明書発行ができません。ご了承ください。

住所が変わる場合は、届け出が必要です

引越しなどが大変多くなる時期を迎えます。市内外に引越しをし、住所が変わる場合、手続きが必要です。そこで、住所が変わる場合に必要な代表的な届け出を下の表で紹介します。また、受付窓口は、年度末・年度初めは、大変混雑します。特に月曜日と金曜日は混雑が予想され、待ち時間が長くなります。できるだけほかの曜日をご利用ください。

なお、毎週木曜日（祝日を除く）は、午後7時まで窓口業務を延長していますので、ご利用ください。

問い合わせ先 雨水道部業務課
☎30-6111番、FAX22-1398番

住所が変わるときには、届け出が必要です

種類	どんなときに必要か	届出期間	窓口に持参するもの
転入届	ほかの市町村や国外から彦根市に引越したとき	新住所に住み始めた日から14日以内	◆転出証明書（旧住所の市町村で発行） ◆窓口に來られる人の本人確認書類（※） ◆窓口に來られる人と彦根市において同一世帯でない人の転入届については、委任状が必要
転居届	彦根市内で引越したとき	新住所に住み始めた日から14日以内	◆窓口に來られる人の本人確認書類（※） ◆窓口に來られる人と彦根市において同一世帯でない人の転居届については、委任状が必要 ◆国民健康保険証（加入している人のみ） ◆介護保険証（加入している人のみ） ◆写真付き住民基本台帳カード（彦根市で交付している人のみ）
転出届	彦根市からほかの市町村や国外に引越すとき	転出（予定）日のおよそ14日前から転出後14日以内	◆窓口に來られる人の本人確認書類（※） ◆窓口に來られる人と彦根市において同一世帯でない人の転出届については、委任状が必要 ◆印鑑登録証（登録している人のみ） ◆国民健康保険証（加入している人のみ） ◆介護保険証（加入している人のみ） ◆後期高齢者医療被保険者証（該当する人のみ）

注意点 ◆国外からの転入は、転出証明書の代わりにパスポート、戸籍の附票（本籍が彦根市でない人のみ）が必要です。
◆同居人として転入、または転居する時は、世帯主の同意が必要です。

※窓口に來られる人の本人確認ができる書類

①運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、パスポート、身体障害者手帳など官公署が発行した書類のいずれか1点
②ア【健康保険証、介護保険証、住民基本台帳カード（写真なし）、年金手帳（証書）、印鑑登録証など】のいずれか2点
イ【学生証、法人が発行した身分証明書など】のいずれか1点と上記アのいずれか1点
※いずれも持っていない場合は、後日、本人あてに届出があったことを通知します。

家族の皆さんも知ってください

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

昨年4月からスタートした長寿医療制度（後期高齢者医療制度）は、これまで国においてさまざまな見直しが行われてきました。今後も見直しが行われますが、現時点での制度のしくみをお知らせします。75歳以上の対象の人だけでなく、「ご家族の人も」ご覧ください。

また、長寿医療制度の前身である老人保健制度のときからその医療費の一部は若い世代の人も負担しています。市民のみならずのご理解をお願いします。

問い合わせ先 国 保険年金課 ☎30-6112番、FAX 21-2220番、滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-5621-3013番

制度の仕組み

世界有数の医療水準を達成した国民皆保険制度をこれからも持続可能とするために、医療制度改革が行われてきました。その中で、長寿医療制度は、国民全体で高齢者の医療を支えるものとして、これまでの老人保健制度から移行し、平成20年4月にスタートしました。

長寿医療制度の対象となる人は下の表1のとおりです。加入は個人単位となり、長寿医療制度に加入すると、今まで

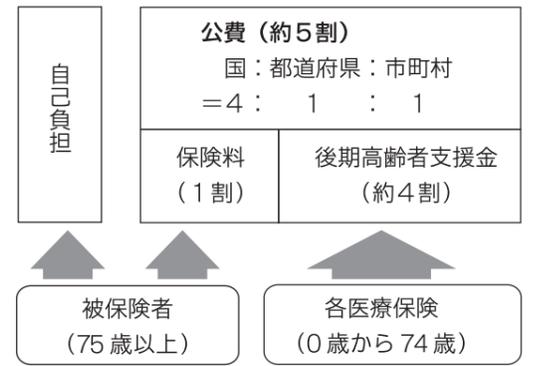
表1 長寿医療制度の対象者

- ▼75歳以上の人（誕生日から）
加入の手続きは不要です。誕生月の前月末頃に保険証を送付します。
- ▼65歳以上75歳未満の人で、一定の障害がある人（選択性）
加入の手続きが必要です。広域連合が認定した日から資格を取得します。74歳までは申請により辞退することができます。

の医療保険からは、脱退することになります。

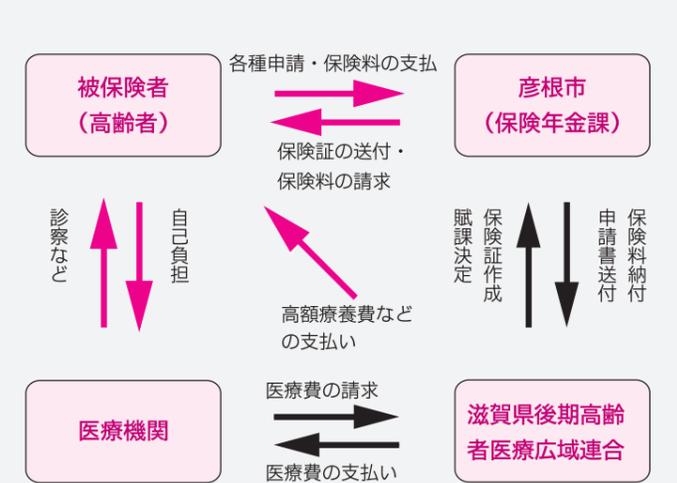
長寿医療制度は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、各都道府県に設置された広域連合により運営されています。被保険者は、各地域の医療費に見合った保険料を負担することとなりました。右下の図1のとおり、高齢者の医療費は、医療機関などの窓口での自己負担分を除き、保険料が1割、公費（国・県・市の税金）が5割、現役世代の加入するほかの医療保険が4割を負担しています。

図1 高齢者の医療費の負担割合



また、左の図2で、長寿医療制度の仕組みを表しました。保険証の作成や、保険料の賦課の決定は、滋賀県下の市や町で構成する滋賀県後期高齢者医療広域連合で行います。そして、保険証の送付や、各種申請や届け出の受付などは、市役所が行います。

図2 長寿医療制度の仕組み



行政機関で行っていること

国 保険年金課

保険証の送付、各種申請書・届出書の受付、健診受診券の送付、保険料賦課通知書の送付、保険料の徴収、被保険者資格の異動

滋賀県後期高齢者医療広域連合

保険証の作成、療養費などの支払、健康増進の企画、医療費の支払、保険料の賦課決定

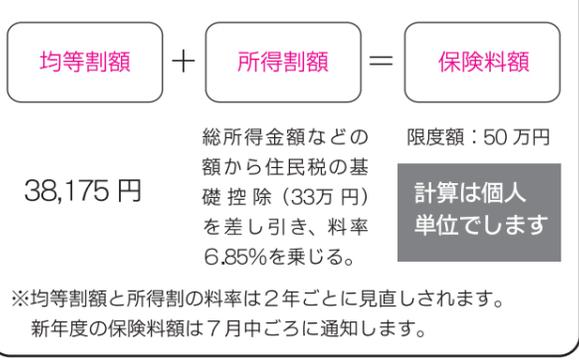
保険料の計算は個人単位です

長寿医療制度の保険料は、原則として個人ごとに計算します。均等割額と所得割額の合計額を年度内に納めます（図3）。ただし、75歳になった場合、他府県からの転入や、亡くなられた場合は、年額を月割で計算します。

また、所得割額のもとになる総所得金額は、賦課年度の前年の所得です。平成21年度の保険料は平成20年所得に基づいて計算します。このため、前年の所得が確定していない4月などは仮徴収となります。また、他府県からの転入の場合は所得の確認がすぐできないことから、あとで所得割が加算されることがあります。

▼保険料の軽減については、世帯内の他の人の所得が影響します。

図3 保険料の内訳



※均等割額と所得割の料率は2年ごとに見直しされます。新年度の保険料額は7月中旬ごろに通知します。

表2 保険料の軽減割合

均等割額の軽減割合	軽減率
①判定の所得が基礎控除（33万円）以下	7割 （平成20年度は8.5割）
②①のうち、世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下（そのほかの所得がない）	9割 （平成21年度から適用）
③判定の所得が〔基礎控除（33万円）+24.5万円×被保険者数（被保険者である世帯主を除く）〕以下	5割
④判定の所得が〔基礎控除（33万円）+35万円×被保険者数〕以下	2割
所得割額の軽減割合（平成21年度まで）	軽減率
総所得金額などの額が91万円（基礎控除後58万円）以下	5割

保険料軽減制度があります

賦課期日（4月1日）または、資格取得日現在での世帯主と世帯の被保険者全員の所得の合計額などによって、左の表2のように均等割額、所得割額が軽減されます。この場合の所得は、65歳以上の公的年金所得にかかる雑所得から、最大15万円を控除し、専従者控除や土地建物などの譲渡所得にかかる特別控除の適用前で計算します。

被用者保険（国民健康保険以外の健康保険）の被扶養者であった人は、平成20年4月から9月まで保険料を全額免除していましたが、10月以降は、所得割額免除と均等割額9割軽減で計算します（資格取得月から2年間）。

保険料の納め方について

原則、基礎年金などから特別徴収（天引き）となります。4・6・8月は、その年の2月の保険料の金額で仮徴収し、確定した年間保険料から仮徴収額を差し引き、10月以降の3回で徴収します。普通徴収の場合は、7月から翌年の3月までの9回に分けて毎月納めていただきます。納付書で金融機関やコンビニで納められますが、自動的に納めることができる口座振替がお勧めです。

年金から特別徴収できない人は

- ①加入や転入されて半年までの人
 - ②介護保険料が天引きされていない人
 - ③介護保険料との合算額が、天引きしよとすると基礎年金等の金額の2分の1以上の人（複数の年金を受給されている場合はご注意ください）
 - ④保険料額が途中で減額になった人
- ▼申請すると、年金からの天引きから、口座振替に変更できます。希望の人は、保険証と通帳と金融機関の届出印を持って窓口にお越しください。
- ▼中止するのに3か月ほどかかります。また、保険料に未納がある場合、申し込みただけの場合があります。
- ▼平成20年度保険料の軽減措置によって、多くの人が普通徴収に変更されました（右の④）。年度内で完納になった人は、平成21年度保険料を、7月から普通徴収として納めることになります。
- ▼所得税などの申告において、年金から特別徴収される保険料は、本人以外の社会保険料控除の対象になりません。

表3 1月あたりの自己負担限度

自己負担割合・所得区分	1割	
	外来（個人単位）	入院・外来（世帯単位）
世帯全員住民税非課税で総所得金額0円で年金収入80万円以下または老齢福祉年金受給者	8,000円	15,000円（※①）
世帯全員住民税非課税一般		24,600円（※②）
3割（現役並み所得者）	12,000円	44,400円
	44,400円	80,100円+1%（※③）

※①・② 申請し交付される限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関に提示すると、入院時の自己負担限度額までの負担（保険適用外は別）となり、食事代も次のとおり負担が減額されます。1食あたり260円が、①の場合、100円、②の場合、210円（91日以上入院分は申請により160円）
 ※③1%は総医療費の267,000円を超えた分が対象です。年間で4回目の支給から80,100円は44,400円になります。

医療費の自己負担額は

医療費の自己負担割合は同じ世帯の長寿医療制度の被保険者全員の、住民税の課税標準額が14.5万円未満なら1割負担です。そのほかの人は3割負担となりますが、次の場合には申請すると翌月から1割負担となります（収入のわかるもの・認印・保険証が必要です）。

- ①同じ世帯の被保険者が1人の場合で、年間総収入の合計額が383万円未満、または、同じ世帯の70歳以上の方と合算した年間総収入の合計額が520万円未満
- ②同じ世帯の被保険者が2人以上の場合で、年間総収入の合計額が520万円未満



ミシガン州立大学連合日本センター 2009 春季英語プログラム

〈開講期間〉4月15日(水)～7月8日(水) ※土・日曜日と祝日は休講 〈内容〉集中コース(月～金曜日、1日2～4時間 150,000～285,000円)、テーマ別・夜間コース(週2～4時間 44,000～92,000円) 〈場所〉ミシガン州立大学連合日本センター(松原町) 〈申込期限〉3月25日(水) 〈申込・問い合わせ先〉同センター ☎ 26-3400、FAX24-9356、URL: <http://www.jcmu.net>、Eメール: sifah@mx.biwa.ne.jp

世界を楽しもう シンガポール

〈内容〉シンガポールの生活や文化などについて話を聞くなどして交流します。〈日時〉3月8日(日) 14:00～16:00 〈場所〉市民会館第2会議室 〈定員〉30人(先着順) 〈参加費〉無料 〈申込・問い合わせ先〉電話かファクスで、ひこね国際交流会 VOICE(丹下方) ☎ 23-5517 (ファクス共用)

初級中国語講座

〈内容〉中国語発音の初歩から学習します。〈日時〉4月7日(火)～毎週火曜日 19:30～21:00 〈場所〉西地区公民館 〈講師〉滋賀県立大学留学生 〈参加費〉1か月2,000円 〈申込・問い合わせ先〉日中友好協会(河嶋方) ☎ 090-3286-8743

杉山亮ものがたりライブ&講演会

市内には、自治会館や個人の家などに本を置いて貸出をしている「地域文庫」があります。子どもたちに本を読む楽しさを知ってもらおうとともに、活動への理解と参加を呼びかけるため、おもちゃ作家・児童文学作家の杉山亮さんを招き、講演会を開催します。

日時 3月22日(日)

場所 市立図書館 第1集会室

ものがたりライブ ものがたりに聞く楽しさを親子でたっぷり体験できます。

時間 13:30～15:00

対象 小学生以上(できれば親子で参加してください)

定員 70人(先着順)

大人向け講演会 ものがたりに耳から聞く楽しさについてお話していただきます。

時間 15:30～16:30

定員 50人(先着順)

参加料 無料

申し込み方法 電話か直接、市立図書館で申し込んでください。

主催 彦根市地域文庫連絡会・彦根市立図書館

問い合わせ先 市立図書館 ☎ 22-0649、FAX26-0300

子どもセンター 子どもバードウォッチング教室

〈内容〉子どもセンター周辺の荒神山や宇曾川などに生息する野鳥を観察し、野鳥の名前や生態を学びます。〈日時〉3月21日(土) 9:30～11:30 〈場所〉子どもセンター(日夏町) 〈対象〉小学生。ただし、小学1～3年生の人は保護者同伴。〈定員〉30人 〈参加費〉100円(保険代含む) 〈応募期限〉3月19日(木) 〈申込方法〉電話、ファクス、または直接子どもセンターへ 〈問い合わせ先〉子どもセンター ☎ 28-3645 (FAX 共用)

子どもセンター 天文教室「親子de望遠鏡・仮泊編」

〈内容〉テーマ「今年は世界天文年」空気が澄んだ夜中に輝く星座・惑星などを観望します。(悪天候の場合、中止) 〈日時〉3月27日(金) 19:00～翌28日(土) 8:00 〈場所〉子どもセンター(日夏町) 〈対象〉小学4年生以上・中学生と保護者。〈持ち物〉防寒着、手袋、毛布、洗面用具、懐中電灯、常備菜、軽夜食、飲み物、筆記用具、メモ帳 〈参加費〉800円(保険代含む) 〈定員〉10組 〈応募期限〉3月25日(水) 〈申込方法〉電話か、ファクス、または直接子どもセンターへ 〈問い合わせ先〉子どもセンター ☎ 28-3645 (FAX 共用)

子育て講座 「うた遊び、リズム遊び、ふれあい遊び」

〈内容〉親子で体を動かしたり、触れ合ったりして遊ぶ楽しさを体験します。〈日時〉3月19日(木) 1回目:10:00～10:50、2回目:11:00～11:50 〈場所〉子どもセンター(日夏町) 〈対象〉1回目:0～1歳の子どもとその保護者、2回目:2～3歳の子どもとその保護者 〈定員〉各回とも20組 〈参加費〉無料 〈応募期間〉3月2日(月)～同15日(日) 〈その他〉動きやすい服装で参加してください。〈申込方法〉電話か、または直接子どもセンターの窓口へ 〈問い合わせ先〉子ども未来室 ☎ 28-1580 (FAX 共用)

彦根城博物館の教室 古文書のみかた(初級) 侍中由緒帳を読む(2)

彦根藩の歴史に関わる古文書をテキストに使用します。〈開催日時〉4月25日、5月16日、6月20日、7月18日、8月22日、9月19日の各土曜日(全6回)の14:00～15:30 〈テキスト〉彦根藩士の履歴を記した古文書「侍中由緒帳」(彦根藩井伊家文書) 〈場所〉彦根城博物館講堂 〈定員〉80人 ※申込者多数の場合は抽選。ただし、初受講者を優先 〈受講料〉500円(テキスト代) 〈申込期限〉3月31日(火)(消印有効) 〈申込方法・問い合わせ先〉往復はがき往信の裏に、『『古文書のみかた(初級)』受講希望』、住所、氏名、電話番号を、返信の表にも住所、氏名を書いて彦根城博物館学芸史料課(〒522-0061 金亀町1-1) ☎ 22-6100、FAX22-6520へ

エコマーケット「夢畑」

〈日時〉3月29日(日) 10:00～14:00(雨天のときは中止) 〈場所〉大手前公園(金亀町) 〈出店料〉1ブース500円 〈出店ブース数〉80ブース 〈申込期限〉3月17日(火) 〈申込方法・問い合わせ先〉往復はがきの往信の裏に住所、氏名、電話番号、出店品目、人数、出店希望日を、返信の表にも住所、氏名を書いてリサイクルステーション(〒522-0088 銀座町4-19) ☎ 26-4810 (FAX 共用)へ

彦根城 桜の木を保護するための施肥作業

〈内容〉特別史跡彦根城跡の内堀沿いにある桜の樹勢の回復を図るとともに、景観を保持するために、施肥作業を実施します。今回、その作業をしていただけるボランティアを募集します。〈日時〉3月8日(日) 9:30～ 〈集合場所〉彦根城桜場駐車場 〈定員〉50人 〈申込方法〉直接、集合場所にお越しください。 〈問い合わせ先〉彦根教育委員会文化財課 ☎ 26-5833、FAX26-5899



昨年行われた、桜への施肥

自衛官等採用試験

募集種目	応募資格	受付期間・試験日
予備自衛官補	一般公募 18歳以上34歳未満の人 技能公募 18歳以上55歳未満の人 (資格については問い合わせてください) ※年齢はともに7月1日現在です。	受付期限: 4月14日(火) 試験日: 4月18日(土)、同19日(日)、同20日(月)のいずれかの1日
自衛隊幹部候補生	平成22年4月1日現在、大学卒業(見込み含む)している22歳以上26歳未満の人。大学院卒業の場合は、28歳未満の人。	受付期間: 4月1日(水)～5月12日(火) 試験日 筆記試験: 5月16日(土) 操縦適性検査(飛行要員のみ): 5月17日(日)

問い合わせ先 自衛隊滋賀地方協力本部彦根地域事務所(旭町) ☎ 26-0587、ホームページ: <http://www.mod.go.jp/pco/shiga/>



早春の草花観察会

〈内容〉早春に芽吹く植物の観察と野草の調理を通じて、春を味わいます。〈日時〉3月20日(金) 9:00～13:00 ※天候により中止することがあります。〈場所〉荒神山周辺、農村環境改善センター(グリーンピアひこね) ※8:50までに子どもセンター(日夏町)に集合 〈持ち物〉筆記用具、おにぎりなどの軽食 〈定員〉40人(要申込、先着順) 〈参加費〉無料 〈問い合わせ先〉快適環境づくりをすすめる会事務局(圃生活環境課内) ☎ 30-6116、FAX27-0395

赤十字県民大学

〈内容〉在宅介護の要領、生活習慣病などに関する講座 〈日時〉4月25日(土)、5月9日(土)、6月13日(土)、7月11日(土)、8月8日(土)、9月26日(土)、10月24日(土)、11月14日(土)、12月12日(土)、平成22年3月13日(土)の10:10～11:40 〈場所〉県立文化産業交流会館(米原市) 〈対象〉20歳以上の人(平成20年度受講者は除く) 〈定員〉120人(申込者多数の場合は抽選) 〈受講料〉無料 〈応募期間〉3月2日(月)～3月25日(水) 〈申込方法〉往復はがきの往信の裏に郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号、返信の表にも郵便番号、住所、氏名をそれぞれ書いて長浜赤十字病院総務課(〒526-8585 長浜市宮前町14-7)まで 〈問い合わせ先〉日赤滋賀県支部 ☎ 077-522-6758

よりよい市立病院をつくるために 彦根市立病院懇談会 委員を募集します

市立病院の今後のあり方について懇談していただくなかで、いただいた意見や提言を病院運営の参考にします。委員の任期は平成23年3月31日までの2年間で、懇談会はこの間、年に3回程度開催する予定です。

対象 市内在住の18歳以上の人(高校生は除く)
募集人数 3人(男性1人、女性2人。応募者多数の場合は抽選)

募集期間 3月1日(日)～4月10日(金)

申込方法・問い合わせ先 はがきに住所、名前、年齢、電話番号と「市立病院懇談会委員応募」と書いて、市立病院企画経営課(〒522-8539 八坂町1882) ☎ 22-6050(内線3514)、FAX26-0754へ

※特に記載のないときは無料です。

催し物

行 事 名	日 時	場 所	内 容・問 い 合 わ せ 先 等
深雪アートフラワー 武田アートフラワー教室展	3月1日(日)~4月29日(休祝) 8:30~17:30	高宮駅コミュニティセンター	内 容: 絹やサテンなどの白い布を筆で染め上げ、コテなどで花に仕上げたアートフラワー展。 ☎090-6242-3366 (馬場方)
彦根の遺跡 発掘調査成果報告会	3月7日(出) 10:00~12:00	鳥居本地区公民館	内 容: 鳥居本で発見された縄文遺跡(約3000年前)、「六反田遺跡」の調査成果を調査担当者がやさしく解説します。 滋賀県文化財保護協会 ☎077-548-9780、FAX077-543-1525
楽しいおはなしの つどい	3月7日(出) 14:00~	市立図書館 ☎22-0649 FAX26-0300	内 容: すばなし、絵本の読み聞かせ、大型絵本、まき絵 出 演: ひこね児童図書研究グループ
絵本をたのしむ つどい	3月14日(出) 14:00~		内 容: ブックトーク…テーマにそって本の紹介をしながら絵本を読みます 出 演: ひこね児童図書研究グループ
おひざでだっこ おはなしかい	3月18日(休) 11:00~		内 容: 幼児のためのおはなしかいです。絵本・わらべうた・てあそび 出 演: 彦根の図書館を考える会
毎月10日は いこう館「橋の市」	3月10日(火) 10:00~15:00	リバーサイド橋本通り「いこう館」 (河原二丁目) ☎24-8032	内 容: 地場野菜や手作り豆腐の販売 など イベント 園教育委員会文化財課の林学芸員による出前講座「楽々園を掘る」を開催(10:30~12:00)。そのほか、滋賀県立大学生による「和菓子教室」も開催(13:00~)
家族のつどい 「ほっこり」	3月10日(火) 13:30~15:30	福祉保健センター 2階小会議室	内 容: 認知症などの家族を抱える介護者が、介護の情報交換などをする会です。気軽にご参加ください。 園介護福祉課 ☎23-9660、FAX26-1768
バリアフリー映画祭	3月13日(金)~15日(日) 10:30~21:00	ビバシティ彦根 2階 ビバシティホール (竹ヶ鼻町)	内 容: 副音声や日本語字幕を工夫し、視覚や聴覚に障害のある人も楽しめるバリアフリー映画を上映します。 鑑賞料金: 幼児・学生・60歳以上の人・障害のある人500円、一般1,000円(前売り)一般800円、一般以外400円 前売り・問い合わせ先: 全国障害者芸術・文化祭滋賀大会実行委員会事務局 ☎0748-31-2481、FAX0748-31-2482
らくらく介護のいろは 福祉用具展示会in彦根	3月14日(出) 10:00~16:00	市立病院医療情報センター (市立病院敷地内) ☎22-6260	内 容: 障害者や高齢者の人たちが、その人らしい生活を送るための福祉用具の正しい知識と活用方法を知るための展示・体験会。快適な排泄ケアなどについての講座も行います。
豊郷病院公開セミナー 認知症とのつきあい方	3月14日(出) 14:00~15:30	豊郷病院 内科外来 待合スペース	内 容: 認知症という病気を知り、介護ストレスについて考える公開セミナー。事前申し込みは不要。 園豊郷病院地域連携室 ☎35-3001、FAX35-0403
子ども映画会	3月14日(出) 14:00~	ふれあいの館 ☎・FAX25-4452	内 容: アニメ映画「アンパンマン」 対 象: 幼児(3歳以上)~小学生(幼児は保護者同伴)
楽しい人形劇	3月28日(出) 14:00~		内 容: 人形劇を楽しく鑑賞します。 対 象: 幼児(3歳以上)~小学生(幼児は保護者同伴)
彦根朝市	3月15日(日) 7:00~8:00	いろは松駐車場	販売品: 新鮮な季節の野菜、卵、漬物など 販売者: 彦根朝市組合 園農林水産課 ☎30-6118、FAX24-9676
和紙折り紙教室	3月15日(日) 13:00~	自然の布館よりーな (河原二丁目) ☎23-2035	テーマ: 春の花 講師: 野村和子さん 材料費: 1,500円 持ち物: はさみ、定規、ポンド、竹べら 定 員: 30人(先着順、あらかじめ電話でお申し込みください)
ひこね市民活動センター 情報交換会	3月15日(日) 18:00~21:00 (毎月15日開催)	ひこね市民活動センター (金亀町) ☎24-4461	内 容: 活動団体紹介(18:00~) NPO、ボランティアなどに興味がある人や、何か始めてみたいという人へ活動団体を紹介します。情報交換会(19:00~) NPO、ボランティアなど、さまざまな分野で活動している人が参加する交流会です。 参加費: 300円と一品持ち寄り(食べ物、飲み物)
ひこね元気計画21 ウォーキング歩き隊	3月21日(出) 13:30~15:00	城北小学校区 (市民体育センター玄関集合)	内 容: 城北小学校区を歩くコースです。参加する人は、13:30までに集合してください。(雨天の場合は、室内運動) ひこね元気計画21実行委員会事務局 (園健康管理課内) ☎24-0816、FAX24-5870 (事前にお申し込みください)

所得税の確定申告は、3月16日(月)までに

申告・納税はお早めに
所得税・贈与税の確定申告書の提出は、3月16日(月)までです。また、個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告書の提出は、3月31日(火)までです。期限間近になると、申告会場は混雑しますので、申告は早めにお済ませください。

なお、消費税申告についてご相談の際は、決算書・収支内訳書(控)をご持参ください。

また、郵送による提出もご利用ください。

納税も期限内にお願いします
所得税・贈与税の納付期限は3月16日(月)までです。

16日(月)です。また、個人事業者の消費税・地方消費税の納付期限は、3月31日(火)です。必ず期限内に納税を済ませましょう。納付には、安全で確実な金融機関からの振替納税制度の利用をお勧めします。

振替納税の場合の納付日(口座引落日)は、所得税が4月22日(火)、個人事業者の消費税・地方消費税が4月27日(月)です。

※期限を過ぎて納税すると、年14.6%(ただし、納期限の翌日から2か月は4.5%)の割合で延滞税を納める必要があります。

問い合わせ先 彦根税務署 ☎22-7640番(自動音声案内)

市・県民税申告、市・県民税住宅ローン申告もお忘れなく

市・県民税の申告期限は3月16日(月)までです。

また、市・県民税の住宅借入金等特別控除申告書(住民税の住宅ローン申告)の申告期限も同じく3月16日(月)までです。

所得税の住宅ローン申告(還付申告の場合)は、法定申告期限から遡って5年間申告できます(確定申告した人は1年)が、市・県民税の住宅ローン申告は、遡って申告できません。3月

16日(月)までです。お気をつけください。

問い合わせ先 園税務課市民税係
☎30-6140番、FAX22-10000番



わたしのまちの「美しいこね創造活動」体験記

できることから始める元気な明るい町づくり

ニコちゃんクラブ(西肥田町福祉部)

私たちニコちゃんクラブは、西肥田町民のコミュニケーションをよくして、できる人が、できるときに、できることを楽しみながら実行することで、「元気な明るい町づくり」をお手伝いしようとするグループです。名前の由来は、ニシヒダの「ニコ」とコミュニケーションの「コ」で愛称ニコちゃんです。

活動の一つを紹介します。毎月8日と25日の月2回、午前7時30分から8時までの30分間、スクールガード活動の一環として西肥田交差点で、登校する小学生にあいさつ運動をしています。当初は、ほとんどあいさつが返ってこなかったのですが、最近では返事が返ってくるようになってきました。笑顔で返事が返ってくると本当にうれしいものです。

このほかにも、県や市が実施しているエコフォスター制度にも参加しています。毎月1回、宇曾川の堤防をウォーキングしながら、空き缶などのゴミを拾っています。

これらの活動もメンバーだからと言って、毎回参加しないといけないわけではありません。できる範囲でかまわないので、気楽な気持ちで参加してほしいと思います。そして、この活動の輪がもっと広がってほしいと思っています。



▲交差点であいさつ運動するクラブの人たち

問い合わせ先 園まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398
Eメール: machizukuri@ma.city.hikone.shiga.jp

※このコーナーに登場する団体・グループを募集しています。詳しくは、園まちづくり推進室までお問い合わせください。

市立図書館「花の生涯」上映会を開催します

舟橋聖一氏の名作を、井伊直弼と開国150年祭の一環として上映します。この映画は、昭和28年の芸術祭参加作品として、当時の日本映画史上に類を見ない最高の配役人を集めた大傑作の長編映画です。

日時 3月15日(日) 午後1時30分~午後4時45分

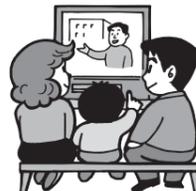
場所 市立図書館 第1集会所

定員 40人。先着順

参加費 無料

申込方法 事前に電話かファクスで、または窓口で申し込んでください。

問い合わせ先 市立図書館 ☎22-0649番 FAX26-03000番



※特に記載のないとき、相談料は無料です。

相談名	日時	場所	内容・問い合わせ先等
行政相談委員による行政相談	3月9日(月) 13:00~15:00	相談室 (市役所1階)	国・県・市などに対する苦情や意見・要望に関する相談 ☎まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398
ひきこもり相談	3月12日(木) 15:00~17:00	彦根保健所 ☎22-1770 FAX26-7540	おおむね16歳以上で、対人関係を持てなかったり、社会からひきこもりがちになって悩んでいる人や、その家族の相談に、精神科医師、臨床心理士、保健師が応じます(予約制)
アルコール相談	3月26日(木) 14:00~17:00		アルコール依存症などの問題について、本人や家族の相談に精神科医師、保健師が応じます。(予約制)
こころの健康相談	3月27日(金) 15:30~16:30		心の健康に不安を持つ本人や家族から、困っていることや生活のようすなどを聞き、必要に応じて医学的指導、医療機関や施設の紹介などをします。(予約制)
行政書士無料相談会 相続手続相談	3月13日(金) 13:00~15:00	相談室 (市役所1階)	相続に関する手続き(遺言書の作成、遺産分割に関することなど)についての相談 ☎まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398
若年者就労相談	3月13日(金)・同27日(金) 13:00~15:30	ひこね燦ばれす ☎26-7272 FAX26-7377	キャリアコンサルタントによる就職相談。適性検査・面接指導をはじめ、職種や職業紹介まで個別指導します。自信を回復して就職に取り組み、自立した生活を目指します。
人権相談	3月18日(水) 13:00~15:00	相談室 (市役所1階)	いじめ、あらゆる差別など、人権に関する相談 ☎人権政策課 ☎30-6115、FAX22-1398
障害者相談	3月18日(水) 13:30~15:30	障害者福祉センター	滋賀県身体障害者・知的障害者相談員による、障害のある人の自立や社会参加などに関する相談 ☎障害福祉課 ☎27-9981 FAX26-1767
登記記録 表示登記相談	3月19日(木) 13:00~16:00	相談室 (市役所1階)	相続・売買登記、土地の分筆・合筆、建物登記などの相談 電話による予約制(受付は、3月10日(火)8:30から先着6人) ☎まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398
滋賀弁護士会 法律相談	3月27日(金) 13:00~16:00	相談室 (市役所1階)	電話による予約制(受付は、3月18日(水)8:30から先着6人) 相談料:1回(30分)5,250円(相談日にお支払いください) ☎まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398(市内在住者に限定)
男女共同参画ウィズ相談室 総合相談	毎週水・木・金曜日 13:00~16:00	男女共同参画センター「ウィズ」 (福祉保健センター前) 相談専用ダイヤル ☎21-5757	女性、男性を問わず、心の悩み、夫婦・家族関係、職場の人間関係(セクハラなど)、子どもに関する事など、さまざまな相談に応じます。
男女共同参画ウィズ相談室 専門相談	法律相談 毎月第3月曜日午後 こころの悩み相談 毎月第4月曜日午後		専門相談は、総合相談を受けたあとで、必要な人のみ予約できます。 「法律相談」では弁護士が、「こころの悩み相談」では、臨床心理士が相談に応じます。
子どもと親の悩みの 相談電話	毎週月・火曜日(祝日は除く) 14:00~17:00	☎教育研究所 ☎23-7867	悩みを抱える子どもからの相談、子育てで悩んでいる保護者や家族からの相談に応じます。(電話相談)
よろず相談	毎週水・金曜日(祝日は除く) 13:00~16:00	福祉保健センター 別館2階相談室	仕事のこと、家族のこと、地域のことなど、困りごとよろず相談 彦根市社会福祉協議会 ☎22-2821 FAX22-2841

こんな相談ありました!!

払わないといけないの?! ワンセグ携帯電話の公共放送受信料

消費生活相談窓口 ☎22-1411 番内線 173 番



相談事例
遠方で学生生活を送っている19歳の娘のアルバイトに、公共放送の契約勧誘員が来た。勧誘員は娘にテレビがあるかと聞き、ないと答えるとパソコンはあるかと尋ねた。パソコンはあるがインターネットに繋いでないと答えると、ワンセグ(テレビ放送受信)対応携帯電話は持っているか、それでテレビを見ることはないかと聞いてきた。
娘が持っているし、時々テレビも見るが、公共テレビは見ないと答えた。テレビが受信できる設備を持っていないなら、公共テレビを見る見ないにかかわらず、受信契約をしなければならぬ」と言われた。本当に公共テレビは見ないと何度も言っていたが、受信設備を持っていないなら契約しなければならぬと繰り返す言われ、勧誘員が男性で怖かったの

で、契約すると言ってしまったという。
2か月分の受信料2,690円を請求されたが、お金がなかった。すると、クレジットカードでも良いと言われ、仕方なくカードを提示すると、データ読み取り機で情報をとられた。
娘は夜遅くまで大学で勉強し、インターネット契約も節約する質素な学生生活を送っている。2,690円は娘にとって大切なお金で、まして見ないテレビの受信料とは納得できない。本当に公共放送の勧誘員なのか、こんなことがあるのだろうか。あまりに不審なので、クレジットカードは使用停止の手続きをした。

(50歳 女性)

その勧誘員の説明は正しいのです。公共テレビ放送を見るかどうかに関わらず、公共放送のテレビ受信設備を持っていたら、公共テレビ放送の受信契約をしなければならぬと放送法32条に規定されています。その受信設備には、テレビだけでなく、パソコンやワンセグ対応携帯電話も含まれます。
そして、契約は世帯ごとの契約になりますが、複数の住居にテレビ受信設備がある場合、住居ごとに契約が必要で、ですから、学生や単身赴任者として別の住居で生活する人も、別途契約の必要があるのです。
しかしこれらの場合、一定の条件を満たして申し込みをすれば適用される「家族割引制度(2009年2月以降半額)」があります。同一生計の実家や自宅でキッチンと受信料を支払っていること、学生の

場合は、修業年限が1年以上の学校教育法に定める学校に在学していることなどの条件を満たし、家族割引として申し込みれば、受信料が半額になる制度です。
この事例では、契約書を確認したところ、学生割引申し込み欄があるにも関わらず、割引制度が申し込まれておらず、その説明も受けていないと分かりました。娘さんは、「ワンセグ対応携帯電話を持っていないら、受信料支払義務が発生するとは知らなかった。この携帯を解約しても受信契約を止めたい」という意向でした。
早速、当窓口から公共放送に、勧誘方法の不適切だった点と娘さんの意向を伝え、何とか解約できないか交渉し、結果的に解約する事ができました。
卒業や入学、異動の時期でもあります。じゅうぶんに気をつけましょう。

ご意見をお寄せいただき ありがとうございました

(仮称)彦根市人権施策 基本方針(案)について

意見の件数 15件
案の修正を行うもの 1件
案の修正を行わないもの 14件

修正内容の概要
「売買春」「ドメスティック・バイオレンス」について、適切で公正な意味を記載することのご意見から、基本方針には、用語解説を添付します。

問い合わせ先 ☎人権政策課
☎30-6115、FAX22-1398

彦根市は「彦根市低炭素社会構築都市宣言」を行いました
一人ひとりが、二酸化炭素の排出を削減し、地球にやさしい行動をしましょう。

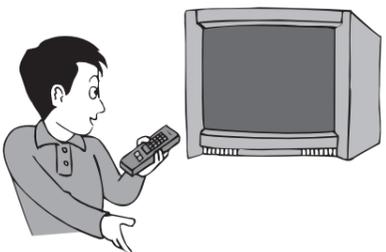


だれもが手軽にできる、地球にやさしい行動と二酸化炭素の削減効果

- ① テレビを見ないときは、消す
一世帯あたりの年間の二酸化炭素の削減効果 約30.6kg
- ② アイドリングストップ
一世帯あたりの年間の二酸化炭素の削減効果 約1,640円
- ③ 石油ファンヒーターは、必要ときだけ使う
一世帯あたりの年間の二酸化炭素の削減効果 約40.2kg
- 一世帯あたりの年間節約効果 約2,360円
- 一世帯あたりの年間節約効果 約1,360円
- 一世帯あたりの年間節約効果 約41.2kg

※「家庭の省エネ大事典」(2008年版、資源エネルギー庁・助省エネルギーセンター)より

問い合わせ先 ☎生活環境課
☎30-6116番、FAX 27-03995番





健康管理だより

市健康管理課
(平田町・福祉保健センター1階)
☎24-0816 FAX24-5870

電話番号は、おかけ間違いのないようにご注意ください。

ひこね元氣計画21
マスコットキャラクター
「コンキークン」



予防接種

—BCG接種—

対象 接種当日満3か月以上満6か月未満児

実施日	対象
4月15日(水)	・平成21年1月1日～同15日の出生児 ・上記以前の6か月未満児で未接種児
4月30日(木)	・平成21年1月16日～同30日の出生児 ・上記以前の6か月未満児で未接種児

受付時間 13:10～14:10
場所 福祉保健センター
持ち物 母子健康手帳、予診票

※定期BCG予防接種は、原則として、満3か月以上満6か月未満の児が対象です。満6か月以上で定期BCG予防接種が受けられなかった人は、任意接種(有料)になりますのでご注意ください。ただし、基礎疾患があり、主治医から、生後6か月までに集団接種ができていないと言われている人は、早めに市健康管理課へご相談ください。

※平成21年1月生まれのお子さんには、3月末に、「予防接種のつづり」「すくすく手帳(乳幼児健診のつづり)」をお届けします。

ポリオ

日程・対象	対象
4月6日(月)	平成19年12月以前の出生児で、服用当日7歳6か月未満児のうち、2回服用していない児
4月7日(火)	平成20年1月～2月の出生児
4月22日(水)	平成20年3月～4月の出生児
4月23日(木)	平成20年5月～6月の出生児
4月27日(月)	平成20年7月～8月の出生児
4月28日(火)	平成20年9月～10月の出生児
5月7日(水)	平成20年11月～12月の出生児
5月15日(金)	上記日程で服用できなかった児

受付方 6週間以上の間隔をあけて2回服用
※春と秋に1回ずつ服用していただきます。

時間 13:10～14:10
場所 福祉保健センター
持ち物 母子健康手帳、予診票
※できるだけ対象となる日にお越しください。
※下痢をしていると、ワクチンの効果が弱まるので、延期してください。



ハローベビー教室

●第1コース
(妊娠中の生活や食事の話、妊婦体操)
日時 4月6日(月) 13:30～15:30
(受付は13:15～13:30)
場所 福祉保健センター別館2階
対象 妊娠16～27週の妊婦
持ち物 母子健康手帳
※申込は不要です。体操のできる服装で参加してください。

らくらく禁煙相談

肺の汚れとたばこへの依存度を調べてみませんか。
日時 4月8日(水) 9:00～11:40
場所 福祉保健センター
定員 6人(予約制)
内容
●たばこの検査
・肺の汚れ度チェック(呼気中の一酸化炭素の濃度測定)
・たばこの依存度チェック(尿中ニコチン濃度検査)
●たばこの上手なやめ方のアドバイス



不妊で悩んでいませんか?
専門の相談員が相談に応じます

不妊で悩む人のうち、10組に1組のカップルが不妊に悩んでいると言われています。不妊といっても原因はさまざまです。専門の医師や助産師が相談に応じています。

一人で悩まず、お気軽に相談してください。相談は無料です。
電話相談 月～金曜日(祝日を除く)の午前9時～午後4時
面接相談 毎週水曜日午後3時～

その他 ホームページの相談ページから相談することもできます。
相談ホームページ
<http://www.shiga-med.ac.jp/~hgyne/mailform.php>
問い合わせ先 滋賀県不妊専門相談センター(滋賀医科大学付属病院内) ☎077-548-9000

広報ひこね2月15日号10ページに掲載しました、「子ども予防接種週間」の3月7日(土)午後の実施医療機関について、保険診療研修会が実施されるため、彦根中央病院のみが実施することになりました。ご了承ください。

動く図書館 たちばな号

市立図書館 ☎22-0649 FAX26-0300

日・曜日	駐 車 場	時間
17日(火)	清崎町浄宗寺 亀山ニュータウン 日夏ニュータウン第2期集会所前	13:30 14:20 15:10
18日(水)	開出今菅原神社 蔵の町団地中央 開出今第2団地(市立病院前)	13:20 14:10 15:00
19日(木)	平田町大沢高岸B公園 西今町松田団地 西今町伊庭団地 若葉小学校東門	11:00 13:20 14:10 15:00
24日(火)	稲里町公民館 稲枝地区公民館前	13:30 14:20 15:10
25日(水)	千鳥ヶ丘会館横前 岡町東光寺前 平田町明照寺前	13:15 14:00 14:50
26日(木)	大藪町農業倉庫 下後三条説教社 中藪一丁目白山神社	13:20 14:10 15:00
27日(金)	新海町公民館 田附町公民館 本庄町公民館	13:30 14:20 15:10
31日(火)	普光寺町(東ノ辻広場) 彦富町公民館 金沢町公民館 港屋駐車場東	11:00 13:10 14:00 14:50

図書館休館日 16日(月)、20日(金祝)、23日(月)
3月後半 26日(木)、30日(月)

し尿収集予定日 3月後半

彦根市事業公社 ☎23-4135

※臨時の収集については、早めにお申し込みください。(臨時の収集は、原則として毎週火・金曜日に実施します。)
※収集の状況によって、収集日は3日程度前後することがありますが、ご了承ください。



- 16日(月) 日夏、亀山地区、稲枝(西)、肥田(西肥田を除く)、上稲葉、下稲葉、本庄、普光寺、薩摩、金沢(金沢団地)
- 17日(火) 日夏、亀山地区、稲枝(東)、稲部(稲部東)、田附、新海、南三ツ谷、甲崎、野良田、肥田(西肥田)
- 18日(水) 鳥居本地区、日夏、亀山地区、上西川、下西川、上石寺、下石寺、稲部(稲部)、柳川、稲里、金沢(林、中下、長江)、肥田(西肥田)
- 19日(木) 鳥居本地区、岡、西沼波(東部を除く)、東沼波、大堀、大橋、元岡、沼波、日夏、稲部(稲部南)、亀山地区、金沢(林、中下、長江)
- 23日(月) 鳥居本地区、東沼波、大堀、錦(第2・3部)、河原一丁目、河原二丁目、河原三丁目、彦富、稲部(稲部南)、河瀬地区
- 24日(火) 鳥居本地区、金田、上岡部、下岡部、彦富、河瀬地区
- 25日(水) 鳥居本地区、古沢、松原(四ツ川を除く)、高宮地区、河瀬地区、彦富
- 26日(木) 河瀬地区、高宮地区、彦富(笹田団地)、亀山地区
- 27日(金) 河瀬地区、高宮地区
- 30日(月) 河瀬地区、高宮地区
- 31日(火) 河瀬地区、高宮地区

..... < 広告欄 >

1歳から始めるリトミック **KAWAI** カワイ音楽教室では、ピアノコースの『無料体験レッスン』を受けております。まずはお電話にてご予約を!!

感じる心を育てよう

参加特典 オリジナルCDプレゼント!!

無料体験レッスン受付中!!(要予約)

開催教室 平田センター(彦根ベルロード、ブルドック向い)

1歳児からのクーちゃんランド (対象:H19.4.2~H20.4.1生まれ)	3月23日(月) 10:00~
2歳児からのくるくるクラブ (対象:H18.4.2~H19.4.1生まれ)	3月23日(月) 11:10~

市内7会場 最寄りの教室をご案内します。
ピアノコース無料体験レッスン受付中!!

3歳以上が対象の個人レッスン。小さな子どもでも楽しく学べるように工夫した、カワイオリジナルテキスト「サウンドツリー」を使用。独特のカリキュラムで、豊かな表現力と演奏力をはぐくみます。
音楽に触れて豊かな心を

おとなのピアノコース 個人のレベル・ペースに合わせて学ぶことができます。リラックスしながら習得できるのもうれしいですね。

お問い合わせ・お申し込みは
カワイ彦根ピアノセンター ☎0749-22-0227
(彦根市役所南なめ前) 彦根市佐和町7-12
e-mail:hikone@music.kawai.co.jp

☎0120-34-0227
☎0749-22-0227
受付時間:火曜日～土曜日 AM10:00～PM6:00

Black Belt English 生徒募集!

空手FUNキャンペーン!

3月25日までにご入会の方へ、**オリジナルユニフォーム** (5,250円相当)プレゼント!!

カラテ in イングリッシュ!
エクササイズしながら英語も覚えよう!
英会話経験不問。10人前後の少人数制です。

レッスン日/水曜日 対象/小学生から一般

今なら新しい経験を1,000円で体験!
※要予約(入会の時返金)

ロバートノット 師範五段

More Information
14:00～20:00
火・金定休
(0749)29-1338
彦根市東沼波町296

<http://www.blackbeltenglish.info/>

この「広報ひこね」は48,000部作成し、1部当たりの単価は13円(1円未満切り捨て)です。ただし、原稿作成・編集などにかかる職員の人件費は含まれていません。

ごみの出し方が変わります 「清掃センター」からのお知らせ

平成21年度 ごみ収集カレンダー配布の お知らせ

4月1日からの「平成21年度ごみ等収集カレンダー」を広報ひこね3月1日号と同封で配布していますので、大切に保管願います。ごみ等収集カレンダーは、雨清掃センター、圃生活環境課、稲枝支所、各出張所でもお渡しています。また、彦根市ホームページにも3月半ばごろ掲載予定です。

ごみ等の名称変更および 分別変更のお知らせ

4月1日より左の表1のとおりごみ等の名称変更をします。

表1 ごみ等の名称の
新旧対象表

旧名称	新名称
燃やせるごみ	燃やすごみ
プラスチックごみ	容器包装プラスチック
陶器類・その他ごみ	埋立ごみ

表2
新しい分別区分表
(プラスチックごみの新分別区分)

品目	新分別区分
汚れが残った 容器包装プラスチック	燃やすごみ
食品などで汚れていない 容器包装プラスチック	容器包装 プラスチック
小さなレジヤシート類	埋立ごみ

プラスチックごみの分別 法が変わります

リサイクルする「容器包装プラスチック」の品質を高めるため、4月1日から左の表2のとおりプラスチック分別の一部変更をします。

▼今回の変更を含めた主な分別方法について、「平成21年度ごみ等収集カレンダー」に掲載している「ごみ等の分別と出し方」をご覧ください。

自治会一斉清掃に運搬車両を配車します

平成21年度、自治会一斉清掃にかかる土・草の運搬について、車両を配車します。3月から申請を受け付けます。配車を希望する自治会は、所定の申請書と車両配車場所を明記した地図を添付の上、雨清掃センター管理課へ提出してください。

申請書は、清掃センターのほかに圃生活環境課、支所、各出張所にあります。

ただし、申し込みは、直接、雨清掃センターまでお願いします。

車両を配車する日 毎月第1・第3日曜日

※5月の第1日曜日、8月の第3日曜日、平成22年1月、2月の第1・第3日曜日は実施しません。

問い合わせ先 雨清掃センター管理課 ☎22-2734番、FAX 24-7787番



表紙の写真

「滋賀県内で新型インフルエンザの疑いのある患者が発生した」と想定した、訓練が彦根市立病院で行われ、湖東地域の医療機関や消防本部などの関係者約150人が参加しました。

訓練内容は、患者を隔離された「発熱外来」に運び、医師の問診などが行われました。そのほかにも、感染拡大を防ぐ正しいマスクの装着方法の研修会も行われ、説明をする講師の話に、熱心に聞き入っていました。

人口と世帯数

平成21年2月1日現在

人口	111,811人 (+ 24)
男	55,064人 (+ 10)
女	56,747人 (+ 14)
世帯数	42,728世帯 (+ 14)

()内は前月との比較